

**小玉塾・記述式 de 必勝講座ガイドテキスト**  
**(2013年9月7日)**

## 前提知識1・・・株式の譲渡制限に関する規定の設定

### 株式の譲渡制限に関する規定の設定1（単一株式発行会社の場合）

#### 会社法 309 条（株主総会の決議）

Ⅲ …、次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会

## 株式の譲渡制限に関する規定の設定 2（種類株式発行会社の場合）

### 会社法 309 条（株主総会の決議）

II …次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

### 会社法 111 条（定款の変更の手続の特則）

II 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第108条第1項第4号〔譲渡制限株式〕…に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会（…）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

① 当該種類の株式の種類株主

### 会社法 324 条（種類株主総会の決議）

III 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

① 第111条第2項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第108条第1項第4号（株式の譲渡制限）に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）

## **前提知識2・・・第三者割当てによる募集株式の発行の手続**

＜板書します。＞

### 第三者割当てによる募集株式の発行における募集事項の決定の特則

#### 会社法 199 条（募集事項の決定）

IV 種類株式発行会社において、募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

これは、「募集事項の決定」についての特則です。

種類株式発行会社が譲渡制限株式を募集株式とする募集事項の決定をする場合には、一定の例外を除いて、当該種類の種類株主総会の決議が必要となります。

ある種類株式に譲渡制限が付されているということは、その種類の株式の種類株主は自己の持株比率に重大な関心があります。

だから、この場合、当該種類株主総会の決議が必要となります。

### 第三者割当てによる募集株式の発行における割当て決定の特則

#### 会社法 204 条（募集株式の割当て）

II 募集株式が譲渡制限株式である場合には、募集株式の割当ての決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

これは、「割当て」決定の特則です。

通常、申込者のうち、誰に何株割り当てるかの割当て決定は、業務執行の一環として、代表者がすることができます。

しかし、募集株式が譲渡制限株式である場合、割当て決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議による必要があります。

## 本編・・・組織再編の手続(組織再編における契約・計画の承認を中心に扱います。)

### 組織再編

#### 会社法2条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 27号 吸収合併 会社が他の会社とする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。
- 28号 新設合併 二以上の会社がする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。
- 29号 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。
- 30号 新設分割 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。
- 31号 株式交換 株式会社がその発行済株式(株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。)の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう。
- 32号 株式移転 一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。

それぞれの組織再編行為の大きな違いは以下の通りです。

#### 1. 合併(吸収合併・新設合併)

消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させる。

(ポイント・・・事業体と構成員が移動し、旧法人が解散する。)

#### 2. 会社分割(吸収分割・新設分割)

その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる。

(ポイント・・・事業体が移動する。)

#### 3. 株式交換・株式移転

発行済株式の全部を他の会社に取得させる(つまり、一方の会社が他方の会社の完全親会社になる。)

(ポイント・・・構成員が移動する。)

※吸収合併・吸収分割・株式交換を総称して「吸収型組織再編」、新設合併・新設分割・株式移転を総称して「新設型組織再編」という言い方があるのを知っておいて下さい。

※事業体の移動があると、会社財産に変動が生じるので、原則として債権者保護手続が必要となります。ですから、事業体の移動のない株式交換・株式移転においては、原則として債権者保護手続が不要となります。

【MEMO】

## 組織再編における対価

### 会社法 749 条（株式会社が存続する吸収合併契約）

- I 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（吸収合併存続会社）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- ② 吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して株式会社である吸収合併消滅会社（吸収合併消滅株式会社）の株主…に対してその株式…に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
- イ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、…並びに当該吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- (※この他、吸収分割・株式交換にも同旨の規定あり。会社法 758 条 4 号イ、会社法 768 条 1 項 2 号イ)

### 会社法 753 条（株式会社を設立する新設合併契約）

- I 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社（新設合併設立会社）が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- ⑥ 新設合併設立株式会社が新設合併に際して株式会社である新設合併消滅会社（新設合併消滅株式会社）の株主…に対して交付するその株式…に代わる当該新設合併設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- (※この他、新設分割・株式移転にも同旨の規定あり。会社法 763 条 6 号、会社法 773 条 1 項 5 号)

## 1. 組織再編における対価

合併における消滅会社の株主は、存続（設立）会社から、合併契約の定めに従って対価（合併対価）を受け取ります。

会社分割における分割会社は、承継（設立）会社から、分割契約又は分割計画の定めに従って対価（分割対価）を受け取ります。

株式交換・株式移転における完全子会社の株主は、完全親会社から、株式交換契約又は株式移転計画の定めに従って対価（株式交換対価・株式移転対価）を受け取ります。

## 2. 吸収型組織再編における対価の柔軟化

吸収型組織再編においては、対価を存続会社等（吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、株式交換完全親会社）の株式とすることもできるし、株式以

外の金銭等にすることもできます（会社法 749 条を参照）。つまり、対価に全く株式を含めなくとも大丈夫です。

これに対し、新設型組織再編においては、必ず、対価に設立会社等（新設合併設立会社、新設分割設立会社、株式移転設立完全親会社）の株式を含める必要があります（会社法 753 条を参照）。

新設型組織再編の場合には、新しく会社を設立することになります。「全く株主のいない株式会社」が設立されたらさすがにそれはマズイということで、新設型組織再編においては、対価に設立会社等の株式を含める必要があるとされています。

### 3. 組織再編の契約、計画における増加する資本金（準備金）の定め要否

吸収型組織再編においては、対価を存続会社等の株式とした場合には、組織再編の契約に、増加する資本金又は準備金を定める必要があります。

この場合、新たな株式を発行することになるので、それに伴って資本金又は準備金が増加することになるからです。

これに対し、新設型組織再編においては、必ず、組織再編の契約、計画に、増加する資本金又は準備金を定める必要があります。

新設型組織再編においては、対価に設立会社等の株式を含める必要があるため、必ず、資本金又は準備金が増加することになるからです。

## 組織再編の契約の承認1（※株式会社の組織再編に限っています。）

### 吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続

#### 会社法 783 条（吸収合併契約等の承認等）

- I 消滅株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。
- III 吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等であるときは、吸収合併又は株式交換は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

#### 会社法 309 条（株主総会の決議）

- II 次に掲げる株主総会の決議は、（…特別決議による）。
  - ⑫ 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会（吸収合併契約等の承認の決議）
- III 次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、（…特殊決議による）。
  - ② 第 783 条第 1 項（吸収合併契約等の承認）の株主総会（合併により消滅する株式会社又は株式交換をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合における当該株主総会に限る。）

1. 組織再編の契約の承認は、原則として株主総会の特別決議によって行われます。

2. ただし、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない公開会社であり、かつ、対価の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合には、株主総会の特殊決議によって行う必要があります。

※この場合、対価の交付を受ける公開会社の株主が譲渡制限株式の株主になってしまうので、単一株式発行会社についての新たな譲渡制限の設定と同じ要件が課されています。

※もっとざっくり言うと、「種類株式発行会社でない公開会社＝全株について譲渡制限が一切付いていない会社」です。譲渡制限株式が対価になると、この会社に譲渡制限株式が流入することになります。だから、特殊決議によって譲渡制限の規定を新たに設定する必要があります。

3. さらに、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行

会社である場合において、対価の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、株主総会の特別決議に加えて、（譲渡制限株式の割当てを受けることになる）譲渡制限がされていない種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の特殊決議が必要です。

※この場合、譲渡制限の付されていない種類株式の種類株主が譲渡制限株式の種類株主になってしまうので、種類株式発行会社についての新たな譲渡制限の設定と同じ要件が課されています。

4. このほか、種類株式発行会社において、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、会社法 322 条の決議が必要となります（会社法 322 条 1 項 7 号, 8 号, 11 号）。

略式・簡易組織再編1（※株式会社の組織再編に限っています。）

吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続

会社法 784 条（吸収合併契約等の承認を要しない場合）

- I 前条第 1 項（吸収合併契約等の承認）の規定は、吸収合併存続会社、吸収分割承継会社又は株式交換完全親会社（存続会社等）が消滅株式会社等の特別支配会社である場合には、適用しない。ただし、吸収合併又は株式交換における合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合であって、消滅株式会社等が公開会社であり、かつ、種類株式発行会社でないときは、この限りでない。
- III 前条（吸収合併契約等の承認等）…の規定は、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1（これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。

1. 吸収型組織再編をする場合において、一方の当事会社が他方の当事会社の議決権の 90%以上を有する場合（90%以上を有している会社を特別支配会社と言います。）には、他方の当事会社の株主総会における承認は不要です（略式組織再編）。

※この場合、たとえ株主総会を開催しても承認決議の結果が明らかなので、承認が不要とされています。

ただし、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない公開会社であり、かつ、対価の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合には、株主総会の特殊決議を省略することができません。

※この場合、対価の交付を受ける公開会社の株主が譲渡制限株式の株主になってしまうので、単一株式発行会社についての新たな譲渡制限の設定と同じ要件が課されていましたね。この決議まで省略することは許されないということです。

2. 吸収分割をする場合において、会社分割によって承継（設立）会社に承継させる資産の額が、当該分割会社の総資産額の 20%以下である場合には、当該分割会社の株主総会における承認は不要です（簡易分割）。

※この場合、事業の重要でない一部譲渡と同趣旨なので、承認が不要とされています。分割会社の規模と比較して、株主の利益に与える影響が小さいからです。

【MEMO】

## 組織再編の契約の承認 2（※株式会社の組織再編に限っています。）

### 吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続

#### 会社法 795 条（吸収合併契約等の承認等）

- I 存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。
- IV 存続株式会社等が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げる場合には、吸収合併等は、当該各号に定める種類の株式（譲渡制限株式であつて、第 199 条第 4 項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。
- ① 吸収合併消滅株式会社の株主…に対して交付する金銭等が吸収合併存続株式会社の株式である場合 第 749 条第 1 項第 2 号イの種類（対価として定められている種類）の株式
  - ② 吸収分割会社に対して交付する金銭等が吸収分割承継株式会社の株式である場合 第 758 条第 4 号イの種類（対価として定められている種類）の株式
  - ③ 株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式である場合 第 768 条第 1 項第 2 号イの種類（対価として定められている種類）の株式

1. 組織再編の契約の承認は、原則として株主総会の特別決議によって行われます。

2. さらに、存続株式会社等が種類株式発行会社である場合において、対価が存続株式会社等の譲渡制限株式であるときは、存続株式会社等の株主総会の特別決議に加えて、対価とされている種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の特別決議が必要です。

※存続株式会社等の株式を対価とするということは、存続株式会社等が募集株式の発行をするのと同じだと考えて下さい。

※会社法 199 条 4 項では、種類株式発行会社が譲渡制限株式を募集する場合の募集事項の決定は、募集事項の決定の特別決議に加えて、種類株主総会の特別決議が必要とされていますね。種類株式発行会社である存続会社が対価としてその会社の譲渡制限株式を交付する場合は、譲渡制限株式を募集する場合と異なりません。ですから、会社法 199 条 4 項と同じ要件が課されています。

3. このほか、種類株式発行会社において、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、会社法 322 条の決議が必要となります（会社法 322 条 1 項 7 号、9 号、12 号）。

【MEMO】

## 略式・簡易組織再編 2（※株式会社の組織再編に限っています。）

### 吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続

#### 会社法 796 条（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）

- I 前条第 1 項（吸収合併契約等の承認等）…の規定は、吸収合併消滅会社、吸収分割会社又は株式交換完全子会社（消滅会社等）が存続株式会社等の特別支配会社である場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主…又は吸収分割会社に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の譲渡制限株式である場合であって、存続株式会社等が公開会社でないときは、この限りでない。
- III 前条第 1 項（吸収合併契約等の承認等）…の規定は、第 1 号に掲げる額の第 2 号に掲げる額に対する割合が 5 分の 1（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、…第 1 項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- ① 存続会社等が交付する対価の合計額（←細かい規定なので細部は省略しています）
  - ② 存続株式会社等の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

1. 吸収型組織再編をする場合において、一方の当事会社が他方の当事会社の議決権の 90%以上を有する場合（90%以上を有している会社を特別支配会社と言います。）には、他方の当事会社の株主総会における承認は不要です（略式組織再編）。

※この場合、たとえ株主総会を開催しても承認決議の結果が明らかなので、承認が不要とされています。

ただし、対価の全部又は一部が存続株式会社等の譲渡制限株式である場合であって、存続株式会社等が公開会社でないとき（つまり、全部の株式について譲渡制限の定めがされている場合）は、株主総会の承認決議を省略することができません。

※存続株式会社等の株式を対価とするということは、存続株式会社等が募集株式の発行をするのと同じだと考えて下さい。

※この場合、非公開会社が募集株式の発行をする場合と同じ利益状況になります。この場合、非公開会社の株主は持株比率維持との関係で大きな利害関係を有します。だから、この決議を省略することは許されないということです。

2. 吸収型組織再編をする場合において、存続会社等が交付する対価の額が、

当該存続会社等の純資産額の 20%以下である場合には、当該存続会社等の株主総会における承認は不要です（簡易組織再編）。

※この場合、存続会社等の規模と比較して、株主の利益に与える影響が小さいから承認が不要とされています。

<さらに・・・>

存続会社等が簡易組織再編をすることができない場合としては、この他にも規定があります。

- 組織再編をすることによって「差損」が生ずる場合  
(会社法 796 条 3 項ただし書, 795 条 2 項)
- 一定期間内に反対の意思を通知した株主が総議決権の一定割合に達する場合  
(会社法 796 条 4 項)

### 組織再編の契約・計画の承認3（※株式会社の組織再編に限っています。）

#### 新設合併消滅会社，新設分割会社及び株式移転完全子会社の手続

##### 会社法 804 条（新設合併契約等の承認）

- I 消滅株式会社等は，株主総会の決議によって，新設合併契約等の承認を受けなければならない。
- III 新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社が種類株式発行会社である場合において，新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社の株主に対して交付する新設合併設立株式会社又は株式移転設立完全親株式会社の株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等であるときは，当該新設合併又は株式移転は，当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ，その効力を生じない。ただし，当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は，この限りでない。

### 略式・簡易組織再編3（※株式会社の組織再編に限っています。）

##### 会社法 805 条（新設分割計画の承認を要しない場合）

前条第 1 項（新設合併契約等の承認）の規定は，新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1（これを下回る割合を新設分割株式会社の定款で定めた場合にあっては，その割合）を超えない場合には，適用しない。

新設型組織再編における組織再編の契約・計画の承認手続は，吸収合併消滅会社，吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続<組織再編の契約の承認 1>と同じです。

ポイントは，新設型組織再編の場合には，略式組織再編が考えられないことです（組織再編の当事会社の一方は，これから設立する会社なので，一方の会社が議決権の 90%以上を有する場合というのが考えられないからです。）。

## 組織再編の契約・計画の承認 4

### 略式・簡易組織再編 4

#### 新設合併設立会社、新設分割設立会社及び株式移転完全親会社の手続

これらの会社は、これから設立される会社なので、株主総会自体がまだありません。ですから、もちろん組織再編の契約・計画の承認は問題となりません。

## その他、組織再編についての論点

その他、組織再編については、「各種の組織再編の当事会社となれる会社の種類」、「消滅株式会社等の新株予約権に関する論点」、「債権者保護手続に関する論点」があります。

本編の講座では、これらの論点も完全にマスターしてもらいます。

小玉塾・記述式 de 必勝講座（必須知識習得・過去問分析編）では、1 回ごとの講義でかなりの分量を扱うことになります。

「復習を絶対にサボらないでマスターするぞ！」・「必須知識習得・過去問分析編の講義が終了する頃に、必ず中上級者になってやるぞ！」という決心が付いた人のみ、受講していただくことを希望します。

（本日のサンプル授業でお分かりだと思いますが、小玉塾では、初学者でも十分に理解できるように講義を進めていきます。その反面、復習量は膨大となりますので、「現在の實力」という要素よりも「やる気」という要素が非常に重要となります。）

講座を上手に活用して、合格を勝ち取って下さい。

## 小玉塾・記述式 de 必勝講座サンプルテキスト

## 不動産登記法(小玉塾・書式集)サンプルテキスト

### <重要度★>

Q21 甲土地には、甲区 2 番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は 5 分の 2，B持分は 5 分の 3）がされている。そして、甲区 3 番でAを権利者、Bを義務者とし、B持分 5 分の 3 をAに移転する旨の持分移転の登記がされている。さらに、甲区 4 番でAからCへの相続による所有権移転の登記がされている。また、乙区 1 番には、甲区 2 番のA持分を目的として抵当権設定の登記がされている。

この場合において、平成 26 年 7 月 2 日、CはDに対し、1 番抵当権の目的とされていない持分のみを適法に売却した。

### テキストの説明

「小玉塾・書式集」は、「必須知識習得・過去問分析編」で使用するテキストです。

見開きで左ページに事案、右ページに登記申請例（及び書式の理解を助けるための解説）という構成にしています。

私が受験時代にやっていた勉強方法をそのまま反映させたテキストです。

この教材のウリは、「暗記しておくべき書式」の全てを収録してあるということです。従って、この書式集に載っていないものは、「現場で考えて書く」ものか「他の受験生も答えられないから気にしない」ものかのどちらかということになります。

「覚えるべき知識の範囲を画する」ものとしても、ご活用下さい。

A21

登記の目的	<b>所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転</b>
登記原因及びその日付	<b>平成 26 年 7 月 2 日売買</b>
登 記 事 項	<b>なし</b>
申請人の氏名又は名称	<b>権利者 持分 5 分の 3D 義務者 C</b>
登録免許税	<b>移転した持分の価額の 1000 分の 20</b>

(甲区)

2 目的 (省略)

原因 平成 12 年 1 月 5 日売買

共有者 持分 5 分の 2 A

5 分の 3 B

3 目的 B持分全部移転

原因 平成 15 年 1 月 5 日売買

共有者 持分 5 分の 3 A

4 目的 所有権移転

原因 平成 17 年 1 月 5 日相続

所有者 C

(乙区)

1 A持分抵当権設定

原因 平成 12 年 1 月 5 日金銭消費貸借同日設定

(以下省略)

※ 本問は、甲区 4 番のうち、抵当権の目的とされていない部分のみを移転する登記について聞かれている。

この場合、甲区 4 番の登記記録だけを見ても、どの部分が抵当権の目的となっているのか、特定できない。(そもそも、順位 4 番の登記をする際に、「2 番で登記したA持分」と「3 番で登記したA持分」を別々に登記できれば問題ないが、「相続による一部移転の登記はできない」という大前提があるため、それはできなかった。)

→仕方がないから、前の登記に遡って、抵当権の目的となっている部分を特定する。

以上の理由で、登記の目的を「所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転」と記載することになる。

(試験対策上は、「相続登記のうちのある一部分を移転する場合には遡って特定する」ということを知っておけば、「○番で登記した持分」と「○番から移転した持分」の記載を間違えないと思います。)

## 不動産登記法(記述式ネタ集+)サンプルテキスト

### ⑨相続と遺贈

民法 964 条 (包括遺贈及び特定遺贈)

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。

民法 985 条 (遺言の効力の発生時期)

I 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

民法 1012 条 (遺言執行者の権利義務)

I 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

Q58 Aには離婚をした配偶者Bと子C及びDが、Dには子Eがいる。Aが公正証書による遺言をして死亡した事例において、遺言の内容が「全財産の3分の1はCに相続させ、残りはBに贈与する。」であった場合には、Cは、Bへの遺贈の登記がされたかどうかにかかわらず、相続を原因とする持分3分の1の登記申請をすることができる。(15-18-エ)

#### 申請例

#### テキストの説明

「小玉塾・記述式ネタ集+」は、「必須知識習得・過去問分析編」で使用されるテキストです。

見開きで左ページに択一過去問、右ページに解答・解説及び登記申請例という構成にしております。

過去に行われた択一過去問の知識を変形した形で近年の記述式の問題が作られていることは、ご存じの方が多いと思います。

かといって、「択一過去問の勉強をする際に、記述式試験のことも意識して勉強する」というのは、独学では難しいところです。

そこで、私が、択一過去問の中から「今後、記述式で問われそうなもの」について、申請例を記載する形にしておきました。

この教材は、そのまま「記述式予想問題」となるものです。

この教材1冊で答練や模試等で問われるものをほぼカバーしており、答練問題約50問分程度の知識を習得することが出来るように構成しました。

この教材を使用した勉強が、記述式不動産登記法対策のメインとなります。

A58 誤り。不動産登記法上、相続による所有権一部移転という登記手続はないため、この場合、遺贈の登記を先に申請すべきこととなります。

<申請例>

<1 件目>	
目的	所有権一部移転
原因	年月日遺贈
権利者	持分3分の2B
義務者	亡A相続人C 同D

⇒

<2 件目>	
目的	A持分全部移転
原因	年月日相続
相続人(被相続人A)	持分3分の1C

# 不動産登記法(小玉塾・過去問集)サンプルテキスト1

## 平成 22 年度本試験・解答手順表

### 1. 問題文の柱書を読む。

「平成 25 年 6 月 22 日」「同日」「登記の申請を行った」という文言にチェック。

(登記申請日をチェック。)

「調査の結果、(事実関係)記載の 3 の事実が判明した。」という文言にチェック。

(特徴のある文言なので、チェックしておく。)

「後記(1)及び(2)の間に答えなさい。」とあるので、まず「問」を見る。

### 2. 問(1)を読む。

毎度書かれているわけではない、特徴的な文言をピックアップしておく。

ウの「別紙〇」のように、「〇〇の承諾書」のようにという文言にチェック。

(添付情報は、書き方の具体例にチェックしておき、これを真似て答案を書くようにする。)

「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「( )内に「なし」と記載しなさい」という文言にチェック。

エの「別紙 1」・「別紙 2」のどちらか又は両方を○で囲んで解答しなさい。」「第 1 欄については、既に記載してある。」という文言にチェック。

(特徴的な文言にチェックしておく。)

### 3. 問(2)を読む。

現時点では、内容が分からないので、ざっと目を通しておくだけにする。

### テキストの説明

「小玉塾・過去問集」は、「必須知識習得・過去問分析編」で使用するテキストです。

不動産登記法については平成 17 年以降、商業登記法については平成 18 年以降の過去問について、全て私が解説を書いた過去問集です。

さらに、不動産登記法については、「解答手順表」を載せており、商業登記法については「メモの記載例」を載せることにより、ご自身で解答手順を確認できる仕組みに作成してあります。

## 不動産登記法(小玉塾・過去問集)サンプルテキスト2

### 平成 22 年度本試験問題文メモ・記載例①

別紙 1

(登記記録の記録)

**900 万**

表題部	所	在	新宿区東新橋二丁目
	地	番	123 番 1
	地	目	宅地
	地	積	500.55 m <sup>2</sup>

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成 15 年 2 月 15 日第 25555 号

原 因 平成 15 年 2 月 15 日売買

所 有 者 東京都新宿区千人町 888 番地 72 秋山晋介

甲区 2 番 所有権移転

平成 25 年 4 月 2 日第 38652 号

原 因 平成 25 年 4 月 2 日売買

共 有 者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

持分 3 分の 1 **亡** 香取仁

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

3 分の 1 香取博子

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

3 分の 1 香取次郎

乙区 1 番 香取博子，香取次郎持分抵当権設定

平成 25 年 4 月 2 日第 38653 号

原 因 平成 25 年 4 月 2 日金銭消費

債 権 額 金 1,500 万円

利 息 年 5% (年 365 日日割計算)

損 害 金 年 14.5% (年 365 日日割計算)

債 務 者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番

抵 当 権 者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号

株式会社青山銀行

共同担保 目録 (む) 第 2767 号

1

**仁持全移**  
**25. 5/1 太郎相 25.**  
**6/15 相**  
**相 (仁)**  
**持 6 分の 1 香博**  
**6 分の 1 香次**  
**親**

4

**1 抵の効力を所全に**  
**及ぼす変更 (付記)**  
**25. 4/2 金消 25.**  
**6/22 設**  
**り △青山銀行**  
**△ 香博, 香次**  
**別 6. 選 3000 円**

## 商業登記法(これで納得集)サンプルテキスト

### 役員等の任期

#### 会社法 332 条（取締役の任期）

- I 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- III 委員会設置会社の取締役についての第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは、「1 年」とする。

#### 会社法 334 条（会計参与の任期）

- I 第 332 条の規定は、会計参与の任期について準用する。

### （中略）

役員等の任期には、4 つのバリエーションがあります。

ここでの注意点は、「取締役と会計参与の任期は 2 年、監査役は 4 年、会計監査人は 1 年」と単純に覚えてしまっただけではいけないということです。

ちゃんと条文を見てみると、例えば取締役の任期の条文では、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とありますね。

この意味は、例えば、平成 23 年 6 月 28 日に就任している取締役の任期は、選任時である平成 23 年 6 月 28 日の 2 年後である平成 25 年 6 月 28 日以内に終了する最終の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までということです。

### テキストの説明

「小玉塾・これで納得集」は、「必須知識習得・過去問分析編」で使用するテキストです。

会社法の重要条文を中心に載せつつ、覚えやすいように解説を付けています。

記述式商業登記法における勉強の中心は「会社法の勉強」です。

この教材をしっかりとマスターすれば、「記述式商業登記法」における「登記をすることができない事項」の判断をするのが得意になり、かつ、「択一式会社法」も得意になります。

なお、よく「商業登記の書式集は配布しないの？」というご質問を受けますが、商業登記の書式については、個別に暗記しなくとも、こちらのテキストに入っているものをマスターするだけで十分なように作成してありますので大丈夫です（逆から言うと、商業登記のひな形については、個別に書式集で覚えるほどの分量はないということです。）。